

第 9 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和2年9月17日(木) 午後2時00分

場 所 津市一志農村環境改善センター 2階 大会議室

出席部会委員 6 田口 慶則 ・ 7 森 哲也 ・ 14 宮本 政春 ・ 15 守山 孝之
16 中谷 秀也 ・ 17 西森 偉統 ・ 18 結城 晋三 ・ 20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子

以上9名

欠席部会委員 24 前田 孝幸

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：柴山担当副主幹
白山：境担当副主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 6 田口 慶則 ・ 7 森 哲也

事 項

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは第9回第2農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は、24番 前田 孝幸委員、1名でございます。9名出席でございますので、よろしくお願いいたします。 まず初めに、会長の専決等の報告事項に入らせていただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。 議事録署名者委員、6番 田口 慶則委員、7番 森 哲也委員よろしくお願いいたします。 それでは、まずは会長の専決等の報告事項に入ります。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1ページから4ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から10で、合計件数は10件、合計面積は45,554.48㎡で、その内訳は田が32,814㎡、畑が12,482.48㎡、その他が山林で258㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>5ページをお願いします。 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。 番号1 宅地分譲用地 番号2 駐車場用地 でございます。 以上、件数は2件、合計面積は801㎡で、その内訳は畑が545㎡、その他が雑種地で256㎡でございます。</p> <p>報告案件は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、議案事項に入らせていただきます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の6ページをお願いいたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。 番号1、地区 波瀬、受人 _____、面積 89,871㎡、渡人 _____、面積 1,541㎡、申請地 一志町波瀬遠河_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,505㎡。 これにつきましては、受人は、営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。</p> <p>番号2、地区 波瀬、受人 _____、面積 49㎡、渡人 _____、面積 6,918㎡、申請地 一志町波瀬南山_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,072㎡ 外4筆、合計面積 5,082㎡。</p>

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 八知、受人 _____、面積 3,803㎡、渡人 _____、面積 1,245.30㎡、申請地 美杉町八知庄屋田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 645㎡ 外1筆、合計面積 674㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号4、地区 奥津、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 5,723.91㎡、申請地 美杉町奥津中垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 9.91㎡ 外7筆、合計面積 5,723.91㎡。

これにつきましては、受人は、離農する渡人から申請地を譲り受け、新規営農するものです。

番号5、地区 上多気、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 401㎡、申請地 美杉町上多気上沖_____、台帳地目 田、現況地目畑、面積 288㎡ 外1筆、合計面積 401㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、空き家取得に伴い新規営農するものです。

以上、件数は5件、合計面積は13,385.91㎡で、その内訳は田が11,516㎡、畑が1,869.91㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただいま事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
1番、2番、お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。9日に一志事務局と地元推進委員と私で確認をしてまいりました。これは、最近たくさん引き受けてくれている方です。あまり形のよくない水田ですけれども。特に問題ないと思います。

それから、2番は、山というか、もうすごく荒れておるところですね。手続上は整っておるようですから、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。
3番から5番、お願いします。

結城委員 18番 結城です。3番、八知について説明をいたします。10日に、地元推進委員と事務局で現地確認をいたしました。渡人は高齢であり、管理する人が死亡されております。管理ができないということで所有権移転ということでございます。

それから4番、奥津について、これも同じく10日に、地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は_____に住んでいるが、管理ができず、受人の_____、これは_____の方で所有権を移転したいということでございます。山は山で守る、農地は農地で守るということでございます。よろしくお願いいたします。

5番、上多気。これも10日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。渡人は、遠方に住んでいるので管理が困難で、美杉の土地、建物を譲渡する。受人は農地を譲り受け、農地を守りたいということでございます。この農地って茶畑ですが、茶は茶、あとはいろいろなものを、果樹を植えたり、野菜を植えたりしたいということでございますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたら。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。
それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局 8ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 川口、申請者 _____、申請地 白山町川口瀬古_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 598㎡のうち239㎡。

これにつきましては、申請地を倉庫兼車庫用地、池・庭用地とするものです。

昭和45年頃より、現在の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 下多気、申請者 _____、申請地 美杉町下多気漆_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 89㎡ 外1筆、合計面積 396㎡。

これにつきましては、申請地を植林とするものです。

平成15年頃、申請人が相続する以前、申請人の父が植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は635㎡で、その内訳は田が239㎡、畑396㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見を伺います。
1番、お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。9日に西森、中谷両委員と地元推進委員、それと白山事務局で見てまいりました。場所は_____の県道を挟んだ南側です。以前に_____の関係で池と倉庫を建てたということでしたが、現在もそのままになっていて、このたび書類をきちっと整備しようということになったようです。何ら問題はないかと思しますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
2番、お願いします。

結城委員 18番 結城です。2番について、10日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。耕作をやめた際に、申請人のお父さんが植林したということで、現在は山林となっています。始末書の写真も添付されています。_____の上がり口です。周囲はほとんど山ばかりですので、何ら問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたら。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。
それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。よろしくお願いします。

事務局 9ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 久居北口町駒走り _____、台帳地目・現況地目と

も畑、面積 1,891㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、588.65㎡、パネル自体の影を回避するための面積を確保することから、パネルの設置率は、転用面積の31.2%になりますが、周囲をフェンスで囲い、申請地全体を太陽光発電施設用地として供することが認められます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 久居北口町落合_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 487㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第1種農地であり、原則転用を許可しない農地と位置づけられますが、申請者は申請地隣地住宅を購入し、そこを拠点として事業をすることから、申請に係る農地を住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであって、当該利用の目的に達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合（業務上利用する資材置場）に該当し、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号3、地区 榊原、受人 _____、渡人 _____、申請地 榊原町上ノ垣内_____、台帳地目 田、現況地目 畑・雑種地、面積 826㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を倉庫用地、駐車場用地・庭園とするものです。

申請地の一部分について、渡人が相続する以前、10年ほど前からコンクリート舗装をして、駐車場として利用していた旨の始末書の提出があります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 波瀬、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬会下_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 889㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、383.76㎡、パネルの設置率は、転用面積の43.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 波瀬、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬井ノ口_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 102㎡ 外1筆、合計面積 389㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、324.72㎡、パネルの設置率は、転用面積の83.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町片野北浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 232㎡ 外1筆、合計面積 417㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 高岡、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町田尻上ノ _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 173㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 川口、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口馬乗岩 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 769㎡ 外1筆、合計面積 936㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

来客用5台、社員用15台、収集運搬車3台の駐車場として利用する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 倭、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 白山町佐田大垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 687㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、273.23㎡、パネルの設置率は、転用面積の39.8%になりますが、周囲をフェンスで囲い、申請地全体を太陽光発電施設用地として供することが認められます。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号10、地区 倭、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町上ノ村拝垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 373㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、213.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の57.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 八ッ山、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町山田野飛野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 657㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、241.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の36.8%になりますが、隣接した農地への通路部分として確保する面積と道路側のり面等を除いた有効設置面積に対するパネルの設置面積は、45%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 太郎生、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 美杉町太郎生茶屋垣 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 72㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を植林とするものです。

平成12年頃から隣接する自己所有の山林と一体的に利用し、植林していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号13、地区 太郎生、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 美杉町太郎生茶屋垣内 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 158㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

平成15年頃から現在の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号14、地区 奥津、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町奥津上広 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 340㎡ 外3筆、合計面積 802㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を植林とするものです。

平成17年5月に申請人が相続する以前から、植林していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は14件、合計面積は8,757㎡で、その内訳は田が2,775㎡、畑が5,982㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

田口委員

6番 田口です。9日に、会長はじめ、部会長、事務局、地元推進委員で見てまいりました。場所は、_____の信号から西へ約300mのところ_____があります。そのすぐ向かいになるところです。事務局の説明どおりで

ございます。何ら問題ないと思います。

2番について、これも9日に現地を見てまいりました。これも地元推進委員と、農業委員の諸戸さん、中野さんと私で見てまいりました。これも、場所は、_____の西の新しくできた道の北の信号から約100mぐらいのところでございます。これも何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
3番、お願いします。

森委員 7番 森です。現地調査を9日に行つてまいりました。諸戸部会長、田口さん、中野さん、私と地元推進委員で行つてまいりました。事務局説明のとおりで何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 4番、5番。

宮本委員 14番 宮本です。これも9日に、一志事務局、それから地元推進委員の立会いのもとで確認をしてきました。相当荒れている田んぼですが、問題ないと思います。
それから、5番の件も、同じく太陽光です。同じメンバーで行つてきました。太陽光しかできないかなという感じでした。問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
6番、7番、お願いします。

守山委員 15番 守山です。まず、6番ですが、9月9日に宮本委員と私、そして地元推進委員、そして一志事務局と現地で調査をしたところではありますが、場所は津市と松阪市の境界である片野というところがあります。周囲は民家です。柿畑の跡がそのまま残つておりました。何ら問題はないと思います。
そして、7番は、地元推進委員が立ち会いました。これは、場所は_____の端で、この周囲は最近開発された住宅が密集しておるその中の1区画であります。これも何ら問題がないと思つておりますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
8番、お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。9日に西森、中谷両委員と地元推進委員、白山事務局で行つてまいりました。場所は、_____のすぐ東隣です。畑とはなっていますが、もう荒地でして、来客・社員用の駐車場ということですので、何ら問題はないかと思つています。
9番、10番も続けてよろしいですか。

議長 すみません。お願いします。

中谷委員 9番ですけれども、これも9日に西森、中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所の担当で行つてまいりました。場所は、近鉄の_____のすぐ北になります。周囲は荒れた土地、あるいは駐車場等々で、太陽光発電にすることも仕

方ないかなというようなところですよ。

10番ですけれども、これも同じく9日に、西森、中谷両委員と地元推進委員、それと白山総合支所の担当で行ってまいりました。場所は、国道165号 _____ への入り口から西に400mぐらいのところ、国道の北側です。現況田とはなっておりますけれども、もう以前から舗装されて車が止められていたように思います。何ら問題はないかと思しますので、よろしくをお願いします。

議 長 11番、お願いします。

西森委員 17番 西森です。これも9月9日に、中谷・西森両委員、それから地元推進委員、白山事務局というメンバーで現地のほう見てまいりました。現況ですが、今は雑種地みたいな形になっておりました。隣に家が建っておりまして、その申請地が一段高いということもあり、水、排水のほうがかかると家のほうに流れるかもしれないということで、業者が側溝により下に流れないようにするというので、あとは何ら問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。
12番から14番。

結城委員 18番 結城です。12ですが、10日に地元推進委員と美杉事務局で現地を確認いたしました。受人は _____ 在住の方で、渡人は _____ 在住。山林で管理をするということでした。
13番。これも同じところですが、隣接の宅地を買って、それに併せて利用したいということです。
それから、14番。これも地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。始末書の写真が添付されておるとのことですので、よろしくお願ひしたいと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
地元委員より説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。
ちょっとよろしいか。 _____ について、聴かせてください。

結城委員 女性の方。 _____ の方で若いですわ。まだ _____ 歳。

議 長 また何で美杉へ。

事務局 今、 _____ にお住まいなんですけれども、シイタケ栽培をしたいということで、美杉の空き家と、それに付随した農地を一緒に買われたという形です。
_____ がある方です。

議 長 あとは皆さんよろしいか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について

て、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。

番号1、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 森町森垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 145㎡ 外1筆、合計面積 287㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は畑で287㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見を願います。

森委員 7番 森です。9月9日に現地調査に行ってまいりました。諸戸部会長、田口さん、中野さん、私、地元推進委員で行ってまいりました。現場のほうは、_____から南へ500m行ったぐらいのところでございます。事務局説明のとおりで、何ら問題はないと思いますので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。

ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。

それでは、お諮りします。

ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。

次に、別冊としてお配りいたしました議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に下の合計欄で説明させていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で71,976㎡、畑の賃貸借、使用貸借で10,463㎡、契約件数は32件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で52,489㎡、畑の使用貸借で25,032㎡、契約件数は48件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で37,060㎡、畑の使用貸借で2,161㎡、契約件数は13件でございます。

美杉地区につきましては、畑の使用貸借で778㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて161,525㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて38,434㎡、合計契約件数は94件、合計面積は199,959㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区16件、一志地区46件、白山地区1件で合計63件、合計面積は117,175㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で67%、面積で58.6%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの農用地利用集積計画の概要でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、ご審議をお願いしたいと思います。皆さん、いかがですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に進達することといたします。ありがとうございました。

以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

これもちまして、第9回第2農地部会を閉会します。

午後2時44分

上記は、第9回第2農地部会の議事を録したものである。

令和2年9月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____